

食品の原産地に関する情報提供基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、山梨県食の安全・安心推進条例（平成24年山梨県条例第15号）第21条第1項の規定に基づき、事業者が行う畜産物の原産地及び加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（畜産物の原産地に関する情報）

第2条 国内で生産された畜産物（生鮮食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第514号）第2条の生鮮食品であって、生鮮食品品質表示基準別表に規定する畜産物をいう。）の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の各号のいずれかに掲げる事項とする。

- （1） 主たる飼養地が属する都道府県の名称
- （2） 主たる飼養地が属する市町村の名称
- （3） 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの

（加工食品の原材料の原産地に関する情報）

第3条 加工食品の原材料の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄のいずれかに掲げる事項とする。

原材料の区分	提供すべき情報
国内で生産された農産物	イ 都道府県名 ロ 市町村名（加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）において原産地を表示すべきこととされている原材料を除く。） ハ 一般に知られている地名
国内で生産された畜産物	イ 主たる飼養地が属する都道府県の名称 ロ 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの
国内で生産された水産物	イ 生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称 ロ 水揚げした港の名称 ハ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名称 ニ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称（加工食品品質表示基準において原産地を表示すべきこととされている原材料を除く。） ホ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの
削りぶしの原材料として使用される国内で加工されたかつおのふし	イ 都道府県名 ロ 市町村名 ハ 一般に知られている地名

2 前項に規定する原材料とは、加工食品品質表示基準、削りぶし品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1659号）、農産物漬物品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1747号）、うなぎ加工品品質表示基準（平成13年農林水産省告示第589号）又は野菜冷凍食品品質表示基準（平成14年農林水産省告示第1358号）（次条第1号において「加工食品品質表示基準等」という。）において原産地を表示すべきこととされている原材料をいう。

（情報提供の方法）

第4条 前2条に規定する情報の提供は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

- （1） 生鮮食品品質表示基準又は加工食品品質表示基準等で定める表示の方法
- （2） 商品ごとに直接に、ラベル等を貼り付け、又は記載する方法
- （3） 商品の陳列棚等に、ラベル等を貼り付け、又はカードを差し込む方法
- （4） 陳列された商品の近くにカード等を下げ、又は置く方法
- （5） 店舗内において消費者に見やすいように一括して掲示する方法
- （6） インターネットを利用する方法
- （7） 消費者からの問合せに個別に応じる方法
- （8） 前各号に掲げるもののほか、これらに類する方法

（情報提供の特例）

第5条 事業者は、食品の生産、製造、加工又は流通の状況、食品の原材料の性質等に照らし第2条又は第3条第1項に規定する情報を消費者に提供することが困難であると認められる特別の事情があるときは、この基準によらないことができる。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。